

平成 27 年 10 月 28 日

各 位

上場会社名 **ダイトーケミックス株式会社**
代 表 者 代表取締役 執行役員社長 永松 真一
(コード番号 4366 東証第 2 部)
問 合 せ 先 管理部長 南 修一
T E L (06)6911-9310 (代表)

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の改正に関するお知らせ

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日付で施行されたことを受け、本日開催の取締役会において、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の改正を決議いたしましたので、下記のとおり改正後の内容をお知らせいたします。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「企業倫理・法令遵守・リスク管理規程」、および行動規範となる「コンプライアンス基準」を定め、役員・社員はこれに従って業務を執行する。
 - ② 「企業倫理・法令遵守・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する重要な問題を審議する。
 - ③ 当社の社員、子会社の社員、社外の利害関係者も対象とした社内通報制度を設け、適切に運用する。なお、通報者に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
 - ④ 執行役員社長直轄の監査室は、各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を執行役員社長および常勤監査役に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従いこれらを保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 事業活動全般に係る個々のリスクについて、各規程に従いリスク管理体制を構築・運用する。
 - ② 不測の事態が発生した場合には、執行役員社長あるいは事業所長を本部長とする対策本部を設置し、損害・影響額を最小限にとどめる体制を構築・運用する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 市場環境変化に対する迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入し、職務執行権限と責任を執行役員へ委譲する。
 - ② 取締役会は、原則毎月 1 回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。
 - ③ 経営効率を向上させるため、経営会議や部長会などの社内会議体を設け、その会議の目的に合わせた効率的な会議運営を行う。
 - ④ 取締役、執行役員およびその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社の経営について「子会社管理規程」を定め、その自主性を尊重しつつ、定期的に事業内容の報告を受け、重要案件については、事前協議を行い、業務の適正を図る。
 - ② 子会社に対しても、「企業倫理・法令遵守・リスク管理規程」、「コンプライアンス基準」を適用して、子会社の役員・社員にもそれにしたがって業務を執行することを求める。
 - ③ 執行役員社長直轄の監査室が、子会社に対しても、職務執行状況を監査する。
 - ④ 子会社が作成する経営計画について報告を受けるとともに、当社が保有する機能、資産を効率的に活用できるようにする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、および使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、遅滞なく対応するとともに、その職務を遂行するために十分な体制を構築する。
 - ② 監査役がその職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役等の指揮命令は受けない。
 - ③ 監査役がその職務を補助すべき使用人の処遇については、監査役会と協議して行う。

7. 取締役および使用人が監査役または監査役会に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 監査役は、取締役、社員の業務執行状況を把握するため、取締役会へ出席し、また常勤監査役は、経営会議他の重要会議に出席し必要に応じて説明を求める。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および社員に対して報告を求めることができる。なお、報告者に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
 - ② 取締役は、企業倫理、法令遵守、リスク管理に関し、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、遅滞なく監査役に報告する。

8. その他監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
 - ① 代表取締役は、監査役と適宜会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換などを行い、意思の疎通を図る。
 - ② 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
 - ③ 監査役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制
 - ① 反社会的勢力に対しては、管理部に情報を収集し対応する。
 - ② 反社会的勢力とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。
 - ③ 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力に関して連携を図る。

以上